

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 川口市

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とします。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】(国民健康保険課)

国民健康保険事業の運営にあたりましては、誰もが安心して医療にかかれるよう、状況を総合的に判断し、より良きものとなるよう、努力してまいります。保険税の税率については、国民健康保険の財政状況を勘案した上で、決定していくことをご理解ください。

###### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】(国民健康保険課)

市町村の国民健康保険の税率については、埼玉県が示す標準保険税率を参考としながら、各市町村の条例により定めております。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】(国民健康保険課)

被保険者の負担軽減を図るために、一般会計から決算補填目的等の繰入金を増額することは、国民健康保険に加入していない、市民の皆さまにも負担を求めることになるほか、決算補填等目的の繰入金は、解消すべき赤字に該当することから、本市としても赤字削減・解消計画を策定し、保険税の収納率向上等を図ることで、その削減・解消に努めております。

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】（国民健康保険課）

現在、保険税水準の統一に向けて、埼玉県及び県内市町村が参加するワーキンググループにおいて、各制度に関する様々な議論が行われていることから、その動向を注視して参ります。

- ④国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】（国民健康保険課）

本市独自の申請減免制度につきましては、令和 3 年度より基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めております。低所得者に対する申請減免制度の拡充については、今後の国民健康保険事業の安定的な運営を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから難しいものと考えております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。本市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めておりますが、今後、県において保険税水準を統一していくにあたり、被保険者の負担が激変しないためにも必要に応じた是正が必要であると示されていることから、応能負担を原則とする保険税率に改めることは困難であると考えております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】（国民健康保険課）

国におきましては、令和 4 年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。また、本市独自の制度として、令和 3 年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち 18 歳以下の 3 人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。

今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】（国民健康保険課）

医療の高度化や高齢化の進展により、一人当たりの医療費は増加傾向にある一方で、被保険者の減少等に伴い税収は伸び悩んでおり、当市の国民健康保険事業においては、令和 2 年度に赤字が解消したものの、令和 4 年度以降、再び赤字となる見通しであり、財政運営が非常に厳しい状況となっております。

一般会計から赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、赤字の削減解消に努めているところであり、法定外繰入を増額することは困難であると考えております。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】（国民健康保険課）

基金から繰り入れることは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求められることになることから、困難であると考えております。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】（国民健康保険課）

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、資格証明書や短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

なお、医療機関への受診を希望する相談があった場合は、状況に応じて短期保険証を交付するなど柔軟な対応に努めております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】（国民健康保険課）

滞納が続いている方に交付しております短期被保険者証につきましては、納税相談の機会を確保し、納付についての理解を得るとともに、個々の対象者の状況に応じ早期に対応することを目的としていることから、郵便による一斉送付は行わず、窓口での更新手続きにより、滞納の解消に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。なお、18歳以下の子どもの短期被保険者証につきましては、郵便にて一斉送付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】（国民健康保険課）

資格証明書につきましては、国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合に交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

【回答】（国民健康保険課）

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、医療機関での受付が顔認証により自動化されること、過去の受診結果などのデータに基づくより良い医療が受けられること、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるための、限度額適用認定証の提出が不要となることなど、被保険者の利便性が図られるものとなっております。

このことから、被保険者証の廃止につきまして、国に撤回を求めることは考えてございません。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6 カ月としてください。

【回答】（国民健康保険課）

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、有効期限を6 カ月とする短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5 倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】（国民健康保険課）

本市独自の申請減免制度につきましては、令和3 年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めております。低所得者に対する申請減免制度の拡充につきましては、今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから、難しいものと考えております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】（国民健康保険課）

国保法第 44 条による一部負担金減免につきましては、厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。

なお、減免のご相談があった際には、他の制度なども踏まえ適切に対応するよう努めております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（国民健康保険課）

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で手続きをすすめる必要があることから、申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（国民健康保険課）

一部負担金減免は、申請者の個々の事情を詳しく伺った上で、減免に関する判断が必要となること、また、減免に関する手続きは保険者の業務であることから、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えております。

なお、医療機関から減免についての相談があった場合は、詳細を伺い状況に応じた丁寧な対応を行っているところです。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】（国保収納課）

納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。



- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】（国保収納課）

給与等の差押については、世帯人数や収入状況により差押金額を考慮し、国税徴収法・国税徴収法 施行令に基づき適正に行っております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（国保収納課）

売掛金等の差押については、自主納付による完納が見込めない場合において、個別の状況を確認した上で差押額を決定し法令に基づき適正に行っております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（国保収納課）

税負担の公平性の観点から、やむを得ず法令に基づく滞納処分手続きを行う場合がありますが、滞納者が置かれている個別の状況に応じて分割納付の承認、滞納処分の執行停止などを検討し滞納整理を適正に行っております。

#### (9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（国民健康保険課）

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間は、「令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために労務に服することができない期間」と、財政支援の終了が決定しており、支給対象者の拡大は難しいと考えられますことから、今後は国・県の動向などを注視して参ります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるかとされております。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、国からの緊急的・特例的な財政支援に基づき実施しているものであり、当市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、財政支援なく恒常的な施策とすることは困難です。また、傷病見舞金につきましても、財源確保に課題がありますことから難しいものと考えております。

#### (10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、当市では、現在、被保険者代表として 5 名が委員となっております。公募につきまし

ては、平成 27 年 7 月 1 日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（国民健康保険課）

当市国民健康保険協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めて参ります。

## (11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】（国民健康保険課）

当市の特定健康診査は、令和 3 年度以降、受診者の自己負担額を無料としております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（国民健康保険課）

がん検診（胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診）につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。

今後、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

- ③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（国民健康保険課）

広報かわぐちや市ホームページでの周知活動をはじめ、未受診者への受診勧奨通知の発送や、事業者健診結果の情報提供依頼などにより受診率の向上に向けた対策を実施する予定です。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（国民健康保険課）

特定健康診査の実施にあたっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシー等に基づき、今後も適切な管理に努めて参ります。

## (12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】(財政課)

13,526,846千円(令和4年度末現在見込額)

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】(国民健康保険課)

財政調整基金を活用することは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、困難であると考えております。

## 2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】(高齢者保健事業室)

後期高齢者医療の窓口負担の在り方については、全国後期高齢者医療広域連合協議会が高齢者の生活実態や新型コロナウイルス感染症など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、窓口負担2割に該当する方については、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮しておりますことから、今後も埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら国の動向を注視してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】(高齢者保健事業室)

後期高齢者医療制度は、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図るなど、負担能力に応じて皆が支え合うことを基本としており、窓口負担の見直しについては国において既に配慮措置を講じていることから、独自の軽減措置の検討については難しいものと考えております。引き続き埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携しながら国の動向を注視してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】(高齢者保健事業室)

後期高齢者医療制度では、都道府県後期高齢者医療広域連合が保険者として保健事業を実施しています。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、健診結果から血糖や血圧等が一定基準以上であった者のうち、医療機関への受診勧奨通知を送付しています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】(高齢者保健事業室)

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、「フレイル対策」及び「生活習慣病の重症化予防」を重点項目とし、総合的に高齢者保険事業を推進することとしています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】(地域保健センター・国民健康保険課・高齢者保健事業室)

各種健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議の上、市民の負担が大きくなりたくないよう配慮し決定しております。なお、後期高齢者健康診査は、令和2年度より自己負

担額が無料となっております。がん検診につきましても、多くの方が受診できるよう70歳以上のかた、生活保護受給者のかた、市民税非課税世帯のかたに対しまして、自己負担額の免除を行っております。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】（長寿支援課）

加齢性難聴者への補聴器助成制度につきましても、市民ニーズの把握や近隣自治体の動向等情報収集に努めながら、国、県等への要望を含め、必要な支援について検討して参ります。

### 3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】（保健総務課）

地域における医療体制については、埼玉県地域保健医療計画（第7次）を受け、二次医療圏ごとに検証が必要とされており、本市においては、埼玉県南部地域保健医療協議会や埼玉県南部地域医療構想調整会議において、内容が協議されております。

病院の再編等については、新型コロナウイルス感染症に対応した経験も踏まえ、改めて整理が必要となると思われませんが、今後も埼玉県南部地域保健医療協議会や埼玉県南部地域医療構想調整会議などの場において、意見を発信できるよう努めて参ります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（保健総務課）

医療需要の増大に伴い、必要となる医療従事者の確保は切実な問題であり、医療の高度化多様化に対応するためには、数だけではなく質の確保も重要と考えております。将来を見据えた人材の確保が図れるよう、引き続き県とも情報の共有を図って参ります。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】（保健所管理課）

感染症に対応する保健所の人員体制につきましても、新たな感染症の発生、複雑化する市民ニーズなどにも対応できるように、健康危機対処計画を作成するなど、市民の皆様安心していただけるよう体制を整えて参ります。

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】（保健所管理課）

本市におきましても、中核市移行により令和30年4月1日に市保健所を開設しておりますことから、市独自で体制強化を行っております。

今後も、柔軟に体制強化等を行って参ります。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。



【回答】（学校保健課）

新型コロナウイルスは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられたことにより、児童生徒及び教職員の定期的なPCR検査につきましては、今後実施する予定はございません。なお、5類移行後も引き続き、各教室・職員室等の十分な換気、手指の消毒、毎日の健康観察などの感染症対策を十分に行うなど、感染拡大防止に努めていただくよう指導して参ります。

（保育運営課）

これまでも検査対象とはなっておりませんが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行したこともあり、今後も保育園で社会的検査を実施する予定はありません。引き続き、国から示されている「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染対策を行ってまいります。

（介護保険課）

新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を予防するため、高齢者施設等を対象に抗原定性検査キットの配布を行っております。

今後につきましても、市内の感染状況やワクチンの接種状況等を勘案したうえで、適切に対応して参ります。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】（保健所管理課）

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置付けが「5類」に移行したことなどにより、現在は通常医療の中で検査が行われております。

今後、新たに変異株の発生などがあった場合には、国や埼玉県と連携し、対応して参ります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】（介護保険課）

ご指摘の内容につきましては、今後とも国の動向を注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】（介護保険課）

第9期の介護保険料につきましては、算定作業を進めているところでございます。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の

個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】（介護保険課）

介護保険は、高齢者介護を社会全体で支え合う制度であることから、保険料についてはすべてのかたがそれぞれの所得状況などに応じた負担をすることが前提となっております。

本市では、低所得のかたに対し、国が介護保険法施行令で定める基準よりも基準額に対する割合について独自に軽減を行っております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】（介護保険課）

利用者負担額の上限を超えた分につきましては、高額介護サービス費を支給しております。また、支給後に残る利用者負担上限額には、市独自の事業として、住民税非課税世帯のかたに対して「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】（介護保険課）

低所得のかたに対しては、補足給付以外に社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を実施しております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】（介護保険課）

助金交付制度」を実施し、所得の少ない方へ利用者負担額の軽減を行っております。市独自の事業として、住民税非課税世帯のかたに対して「居宅サービス等利用者負担額補

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】（介護保険課）

新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されない衛生用品の購入費用や職員手当等かかり増し経費に対し、国と連携し補助金の交付を行うなど支援をして参りました。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対し、介護事業所の継続的なサービス提供のため必要な支援が行き届くよう、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」等活用可能な事業についての周知を図るとともに、市独自で、物価高騰により運営に影響を受けている事業所等に対し、支援金の交付を行う予定です。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施し

てください。

【回答】（介護保険課）

各事業所においては、新型コロナウイルス感染症に備え、常日頃から衛生用品等の備蓄に努めていただくこととなっております。

しかしながら、クラスターが発生した事業所において、衛生用品等が不足あるいは調達が困難な場合には、提供できる範囲において供給支援をしているところです。

今後につきましても、介護事業所に対し、新型コロナウイルス感染者発生時に備え、常日頃から衛生用品等を備蓄していただくよう周知徹底を図って参ります。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】（介護保険課）

ワクチン接種につきましては、令和5年5月8日より、65歳以上の方、5歳以上64歳の基礎疾患を有するかまたは重症化リスクが高いと医師が認めるかた、重症化リスクが高いかたが集まる場所でサービス提供する施設等の従事者を対象に追加接種を行っております。各施設へ早期接種の周知を行うとともに、取り残される施設のないよう、接種状況を随時確認して参ります。

PCR検査につきましては、感染及び感染拡大の防止のため、高齢者施設等を対象に抗原定性検査キットの配布を行っていることから、公費による検査の実施予定はありません。

今後につきましても、市内の感染状況やワクチンの接種状況等を勘案したうえで、適切に対応して参ります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】（介護保険課）

特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画に位置付けており、毎年実施している「入居者・待機者実態調査」の結果を踏まえながら、施設の入居状況等を把握し、過剰な整備とならないよう適正な整備に努めて参りたいと考えております。

また、小規模多機能施設等の整備につきましても、介護保険事業計画に定めた整備目標を基に、公募により順次整備を進めて参ります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】（長寿支援課）

地域包括支援センターの人員体制につきましては、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例や地域包括支援センター設置方針に基づき、地区内の高齢者人口に応じた適切な人員配置に努めております。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（介護保険課）

市では介護人材の確保に関する対策として、入門的研修や、介護資格取得等支援事業、介護事業所相談支援事業を実施することで、介護人材の就労支援、事業所への運営支援を行っております。さらに今年度からの新規事業として、外国人の人口が多いという川口市の特性を活かし、市内の介護事業所で働く外国人介護職員を対象とした、外国人介護職員受入支援事業を行うことにより、さらなる人材確保や定着に努めて参ります。

#### 10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】（子育て相談課）

本市におきましては、令和5年度よりヤングケアラーへの支援を開始しております。具体的な支援策としましては、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー相談専用ダイヤルの開設やウェブでの相談受付、子ども応援金の支給、ヘルパーを派遣する家事等訪問支援事業などがありますが、これらについては、令和4年度中に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、よりきめ細かな支援となるよう努めて参ります。

#### 11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】（介護保険課）

介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のためには、市町村の保険者機能を向上させ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止の取組みを推進させることが重要と考えており、保険者機能強化推進交付金の廃止といった内容での要請は考えておりません。

#### 12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】（介護保険課）

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引き上げについては、これまでも全国市長会において提言されており、引き続き必要に応じて国に求めて参りたいと考えております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】（障害福祉課）

障害者福祉計画等の策定にあたっては、障害者、障害児のご家族、障害者団体等にアンケート調査を行うほか、障害者団体との意見交換の場を設けることで、当事者のご意見を反映したものとなるよう努めて参ります。

#### 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

本市では、令和2年度末に、地域生活支援拠点等の体制を整備し、緊急的な障害者の受け入れ先として、短期入所事業所しらゆりの家はその機能を担っておりました。

今年度4月からは、市内にある短期入所事業所の事業登録を開始し、受け入れ事業所の拡充を図っているところでございます。

また、もう一つの機能である「相談」につきましては市内障害者相談支援センターも事業所登録を行い、改めて緊急時の対応強化を進めているところでございます。

今後は、緊急的な対応が必要と予想される障害者から同意を得た上で、必要とされる情報の登録を行い、事前に情報を整理しておき、緊急時にスムーズな対応ができるよう、関係機関と情報共有を行っていく方針でございます

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】（障害福祉課）

社会福祉法人等が障害者福祉施設等を整備する際には、社会福祉施設等施設整備費国庫補助の補助制度や市で行っている施設や設備に要する費用の一部を補助する補助制度により、整備を進めているところでございます。今後とも、これらの補助制度を活用し、施設整備に対し必要な支援を行って参ります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

重度の障害などにより地域生活が困難な方の入所施設やグループホームにつきましては、市といたしましても必要と考え、限られた財源の中、社会福祉施設等施設整備費国庫補助や市で行っている補助制度により整備を進めているところでございます。国の基本指針に基づき策定する川口市障害者自立支援福祉計画における必要なサービス見込み量を満たすべく、整備を進めて参ります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】（障害福祉課）

地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点等の体制を整備したところでございます。保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会や重層的支援体制整備事業の担当者と連携して、老障介護家庭の孤立化予防につきまして、必要な対策について検討して参ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください



い。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】（障害福祉課）

障害福祉職員の処遇改善について、国はこれまでも報酬改定において「処遇改善加算」を設けるなど対策を講じております。直近では令和4年10月に臨時の報酬改定を行い、1人当たり月額平均9千円相当を引き上げるための措置を講じたところです。

また、本市といたしましては、隣接する特別区やさいたま市と比較して本市の地域区分が低いため、人材が集まりにくいとの声を受けて、国に対して地域区分を上げるように要望を行ったところです。今後につきましても国の動向を注視し、対応して参ります。

#### 4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業であり、市としても県と同様の内容で実施しているものです。市としましては所得制限、年齢制限につきましても、負担の公平性を図り、安定的かつ継続的に制度を実施していくため、今後も必要であると考えているところでございます。また、一部負担金を導入する予定はございません。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】（障害福祉課）

本事業は県の補助事業であることから、県、県内市町村、有識者等の意見を聞きながら2級までの対象者拡大について要望する予定です。また、急性期の精神科への入院については、県が補助対象外とした部分を市で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることを見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自の補助は考えていないところでございます。

県の補助対象の拡大につきましても、検討課題として県と協議を進めて参ります。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】（障害福祉課）

今後も一次障害、二次障害を問わず、重度心身障害者医療費助成が行われるように医療機関に周知して参ります。

#### 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

## (1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

実施済

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（障害福祉課）

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】（障害福祉課）

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

## (2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（障害福祉課）

初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚に増やし、また、今年度より初乗り運賃の2倍以上になる場合には、2枚まで使用できるようにしたところがあります。

現在これらの改善策により、利用率が向上するか見極めを行っている段階であり、この結果を踏まえ、埼玉県タクシー協会と協定を締結している埼玉県と連携し外出促進に結びつくような施策を進めていく予定でございます。

②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】（障害福祉課）

本市の福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級の3障害の手帳所持者を対象としており、タクシーの利用は、介助者付き添いも含めて可能です。

また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、障害者本人が特別養護老人ホーム等の施設に入所していなければ、介助者付き添いについては、障害者本人と同居する人、市内に居住する親族のいずれかが運転する場合でも補助対象としております。

両制度とも、現時点で所得制限、年齢制限につきましては、導入する予定はございません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（障害福祉課）

福祉タクシー利用料金助成事業につきましては、埼玉県タクシー協会との協定内容について埼玉県、近隣市町村との連携を図っており、福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、近隣市町村と助成内容について適宜情報を共有し、両制度の地域間格差の是正に努めている

るところでございます。また、県の補助事業とすることにつきましては、必要に応じて県に働きかけて参ります。

## 6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】（長寿支援課）

対象者の範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者であって、かつ65歳以上の高齢者、規定の障害者手帳を所持する者、要介護3から5の認定を受けた者のみで世帯を構成する者としております。なお、それ以外の方につきましては、災害時に特に支援が必要となる方を把握する観点から、希望者の個々の状況を鑑み判断しております。

また各町会・自治会に、名簿を活用した支援マップの作成や個別計画の策定をお願いしており、その策定過程で、避難経路などを確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】（危機管理課）

災害時要配慮者の移動リスクを考慮すると、利用者を限定できる施設（入所や通所施設である福祉避難所）への直接避難は有効であります。本市にある全ての社会福祉施設をもってしても、全ての要配慮者を受け入れることは不可能なことから、選定作業が必要と考えております。今後選定の基準や福祉避難所への直接避難の運用等を検討する中で、要配慮者の個別避難計画の作成が重要であると考えており、作成における制度設計を関係各課と行っているところです。

引き続き要配慮者における災害時の適切な避難体制を整備できるよう努めて参ります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（危機管理課）

災害時の日ごろの備えとして、食料品や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしているところですが、備蓄品を消費してしまった場合などは、避難所以外で生活を送っている方につきましても、避難所にて食料品・飲料水、必要な物資の配布など、公的な支援を受けることができます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（長寿支援課）

避難行動要支援者名簿は、現在、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察と名簿情報を共有しております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（危機管理課）

自然災害の対応、新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整につきましては、危機管理課の所管となります。保健所機能の強化につきましては、本市は平成30年4月1日に保健所を開設し、運営を行っていることから、感染症の発生状況に合わせ、柔軟に機能強化を行うことが可能となっております。

今後も、保健所運営を行っている強みを生かし、感染状況等を鑑み、必要に応じた機能強化を図ってまいります。

## 7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を**障害者施設**に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】（障害福祉課）

マスクなどの感染防止物資につきましては、国からの供給等により受領した物資を保管しており、クラスター等が発生し、事業所内での確保ができない場合については、保管している物資の配布を行っているところでございます。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】（障害福祉課）

入院も含めた治療の方針等は医療機関の判断によるものとなります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）

コロナワクチン接種につきましては、国が対象者や接種時期などの方針を定めております。

現在、個別医療機関は、約180機関において接種を実施しております。接種を希望されるかたがお近くの医療機関で接種を受けられるよう、川口市医師会等の協力を得ながら引き続き接種体制を整えて参ります。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。**障害者施設**に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】（障害福祉課）

燃料や光熱費、食料品などの高騰が続いている状況から、事業形態に応じ、今年度も障害者事業所等物価高騰対策支援金の交付を予定しております。

## 8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも 388 疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】（職員課）

難病は、種類が多岐にわたり、症状は人により個人差が大きくあることから、必要な合理的配慮や就業場所、勤務形態、職務内容について十分に検討し、雇用を進めなければならないと考えております。

なお、現在雇用している職員については、各々の難病の状況を鑑みて、必要な合理的配慮等を行っております。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

令和5年度における待機児童数は10人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

令和5年度における受入れ児童総数は、0歳児922人、1歳児1,978人、2歳児2,252人、3歳児2,280人、4歳児2,345人、5歳児2,326人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】（子ども総務課・保育運営課）

公立保育所の維持につきましては、「公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、地域の需要や公立保育所の役割を踏まえ、必要に応じ慎重に検討して参ります。

認可保育所等の整備につきましては、令和4年度には、認可保育所2施設、認定こども園1施設の整備を実施し、待機児童の解消に向けた受け入れ枠の拡大を図ったものでございます。

なお、今後の整備につきましては、保育需要や保護者のニーズを見極めながら方針を検討して参ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

発達の遅れなどにより特に支援が必要な乳幼児の認可保育所での受入れにつきましては、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けており



ます。また、保育士の加配に対する補助につきましては、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施しており、拡充は考えてございません。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（子ども総務課）

認可外保育施設が施設を改修して認可施設に移行する場合の施設整備事業費につきましては、国の補助制度に加えて、本市独自の上乗せ補助を行っているところでございます。

## 2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】（子ども総務課）

保育士の配置につきましては、すでに国を上回る基準を市独自に定めているところでございます。

## 3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】（保育幼稚園課）

保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、平成30年度から「保育士賃金補助制度」を実施し、保育士1名につき最大で月28,000円の賃金増額が図れる制度となっております。また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舍借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育所等業務効率化推進事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めているところです。また、保育士の確保につきましては、市独自の事業として平成29年度から、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し、就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

## 4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

- (1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】（保育幼稚園課）

本市の0歳児から2歳児の保育料は、国が定める基準より約20%減額しています。また、

多子世帯に対する軽減措置として、兄弟姉妹の同時入所にかかわらず、3人目以降のお子さんについては無料としており、利用者負担の軽減に努めているところでございます。さらなる軽減につきましては、保育事業の運営に対する継続的な支援が必要であることから、現時点においては難しいものと考えております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】(保育幼稚園課)

副食費の軽減措置につきましては、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、保育料算定の所得階層にかかわらず第3子以降の園児に対し副食費の免除をすることとなっています。

給食費は実費徴収の対象であり、無償化については考えておりません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】(保育運営課)

保育の質の向上を目的とした研修等については、より多くの参加者を募るため、年15回のオンライン研修に変更し、受講機会の拡充を図るとともに、各施設へ立入調査等を実施し、安心安全な保育の実現のため、指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】(子ども総務課)

子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援制度の意義を踏まえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう必要な支援を行って参ります。

## 【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】(学務課)

本市の放課後児童クラブについては、希望される方のうち要件を満たした皆様にご利用いただけるよう、施設等の整備しており、今後も、法令や条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化しています

が、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】(学務課)

本市放課後児童クラブ支援員の賃金やキャリアアップ等の処遇改善については、委託事業者において管理しております。そのうえで、随時、委託事業者に対し支援員の処遇向上を図るよう働きかけているとともに、契約更新時には雇用形態や福利厚生等を確認し、法令等を遵守した丁寧なクラブ室運営に繋がるよう努めて参ります。

## 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】(学務課)

本市放課後児童クラブについては、その運営に当たり、1支援単位当たり2人以上の支援員等を配置することとしているほか、特別支援学級等の児童の利用がある際には、加配職員を配置しております。今後も、国や県の補助金等も活用し、利用する児童や保護者が安心でき、安全なクラブ室運営に努めて参ります。

## 【子ども・子育て支援について】

### 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】(子育て支援課)

子ども医療費の県内現物給付につきましては、令和4年10月診療分より実施し、市独自に小・中学生まで拡大し実施しております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】(子育て支援課)

子ども医療費につきましては、自治体ごとに対象年齢や給付方法に違いがあり、統一的な制度となっていないことや、持続可能な事業とするための財源確保も重要であることから、国に対して公費負担制度の創設を要望するとともに、県に対しても補助の拡充を要望しているところがございますことから、現時点では更なる対象年齢の拡大の予定はございません。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】(子育て支援課)

今後も引き続き、機会を捉えて、国に対し要望して参ります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】(子育て支援課)

今後も引き続き、機会を捉えて、県に対し要望して参ります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を 18 歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】（子育て支援課）

子ども医療費につきましては、全国的に見ても市町村を中心とした独自の施策として、拡大が進んでいるところです。こうした状況からも国による統一的な制度の創設について、機会を捉えて要望して参ります。

## 10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18 歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】（子育て支援課）

本市におきましては、児童手当や子ども医療費により、子育て世帯へ継続的な支援を実施しております。持続可能な事業としていくためには、財源の確保が重要であることから、更なる支援拡充の予定はございません。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】（学校保健課）

学校給食への地元農産物の活用につきましては、生産者や農協の協力のもと、川口市産のじゃがいも、ながねぎ、だいこん、ぼうふうや、川口市産のいちごを使用した「川口いちごゼリー」などを学校給食に提供して参りました。今後も引き続き、地元農産物の活用を努めて参ります。

小中学校の給食を無償化する場合、年間で 22 億円程度の財源を毎年度確保する必要があるため、実現は難しいと考えております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020 年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】（生活福祉 1・2 課）

生活保護制度につきましては概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口で制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し周知を図っております。また、生活自立サポートセンターでは、生活困窮など、生活上の様々な課題を抱えた方からの相談に対し課題解決に向けた活用可能な制度をご案内する中で、生活保護の必要性があると思われる方には、丁寧な説明を行った上で生活福祉課の窓口にご案内しているところでございます。

今後におきましても、生活保護を必要とされる方が円滑に制度を活用できますよう関係各

所と連携し、周知に努めて参りたいと存じます。

## 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】（生活福祉1・2課）

「保護のしおり」につきましては、厚生労働省や埼玉県から発出される各通知の内容を確認の上、改訂を行っており、2021年3月30日付の通知に基づく改訂もすでに実施しております。また、扶養義務照会につきましては、厚生労働省発出の通知に基づき申請者の意志や状況、扶養の蓋然性を十分に検討し、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された扶養義務者については実施しておりません。

## 3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】（生活福祉1・2課）

当市はケースワーカー業務の委託は行っておりません。また、平成28年度より警察官OBを生活保護適正化指導員として採用しておりますが、事例に記載されているようなことは一切ございません。

## 4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】（生活福祉1・2課）

各福祉事務所により決定・変更通知書の様式は若干異なりますが、当所におきましては通知を受けた方が内容にご不明な点がある場合は、ご理解いただけるようケースワーカーが丁寧に説明を行っております。また、内訳欄での表記でわかりにくい場合は、ご理解いただきやすい別紙を添付して発送することもございます。今後も受給されている方がわかりやすい通知書となるよう検討を継続して参ります。



## 5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】（生活福祉1・2課）

ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところでございます。本市生活保護法担当課に配属された現業員において、資格を有していない新任、新人職員につきましては、当課在職中に社会福祉主事の任用資格を取得するよう努めております。また、受給されている方に不利益が起こらないよう定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、当課全体の資質向上に努めています。

## 6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】（生活福祉1・2課）

当課では生活保護を申請される方に、確実な帰来先が無くとも無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。しかし、ご本人の意向や状況から一時的な居所として数か所の無料低額宿泊所等の情報提供を行うことはございます。

## 7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】（生活福祉1・2課）

生活保護基準につきましては、生活保護世帯とそれ以外の一般低所得世帯の家計状況の均衡が適切に図られていることが重要と考えております。現在、国において熱中症対策実行計画の策定等の措置が講じられましたので、夏季加算の創設につきましても引き続き国の動向を注視して参りたいと存じます。

## 8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】（生活福祉1・2課）

多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターを案内するリーフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。今後も地域状況に応じた生活困窮

の把握に努めてまいります。